

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策

「新たな経済政策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」決定(平成20年10月30日)

平成21年度の介護報酬改定(プラス3.0%)により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制等を行う。

(内容)

- 介護従事者の処遇の向上を図るため、プラス3.0%の介護報酬改定を実施。
- このプラス3.0%の介護報酬改定に伴う保険料の上昇を段階的に抑制する措置を講じることとし、

21年度 改定による上昇分の全額

22年度 改定による上昇分の半額

について、被保険者の負担を国費により軽減。

- ・65才以上の者(第1号被保険者)の保険料分については、市町村に基金を設置。
- ・40~64才の者(第2号被保険者)の保険料分については、保険者団体等に交付し、同様の措置を講じる。

(所要額) 1,200億円程度

(保険料上昇抑制のイメージ)

